

24人勸で必ず生活改善の実現を!

人事院総裁 川本 裕子 殿

公務労働者の 大幅賃上げ等を 求める署名

記録的な物価の高騰・高止まりのなかで、実質賃金マイナスがつづき国民生活は悪化の一途をたどっています。こうしたもと 24 年春闘では大手企業を中心に満額含む高水準の回答が相次いでいるものの、中小企業では昨年実績を下回るとの報道もなされています。

岸田首相は「物価高に負けない賃上げ」「政府による『公的賃上げ』」に言及しており、その実現は喫緊の課題です。生活改善はもとより、日本経済を立て直すためにも大幅賃上げ・底上げが必要です。

一方、24 年人事院勧告にむけて「給与制度のアップデート」が検討されていますが、すべての職員の処遇改善とモチベーション向上など労働者本位のアップデートの実現を求めます。

これらの実現は、良質で安定した公務・公共サービス、教育の充実にもつながります。労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現するためにも、貴院におかれましては労働基本権制約の代償機関としての役割を十二分に発揮し、24 年人事院勧告において、以下の要求を実現するよう求めます。


私たちの要求

- 生活改善を実現するため、すべての公務労働者の賃金・一時金を大幅に改善すること。
- 給与制度のアップデートは労働組合の要求を十全に反映させたものとし、以下を実現すること。
 - 中高年層をはじめ、すべての職員の賃金を改善し、全世代にとって魅力的かつ将来的にも上昇が見込める賃金体系とすること。
 - 初任給を抜本的に改善し、民間初任給との格差や最低賃金を下回るような水準を解消すること。
 - 地域手当の支給地域の拡大や支給割合を高位平準化することで賃金の地域間格差を是正・解消すること。
 - 配偶者等にかかる扶養手当は改悪しないこと。
 - 新幹線をはじめとする特急料金、マイカー通勤・駐車場料金など、通勤手当の支給要件・支給額を改善し、職員の自己負担を解消すること。
 - 再任用職員の賃金を大幅に引き上げること。また、一時金の支給月数改善や生活関連手当等を支給するなど、常勤職員との格差を解消すること。
- 燃料費高騰などから生活を守るため、寒冷地手当の級地区分や指定基準をあらため、支給地域の拡大や支給額を改善すること。
- 臨時・非常勤職員の一時金や生活関連手当等を常勤職員と同様に支給すること。また、病気休暇の有給化や年次休暇の取得要件緩和など、常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。
- ジェンダー平等、男女の賃金格差解消にむけて必要な措置を講じること。

組合名

氏名	氏名	氏名
氏名	氏名	氏名
		※お名前のみで結構です ※お預かりした個人情報は、 人事院への要請以外に使用しません

最終締め切り 7月 17日

 全教・教組共闘連絡会

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館 全教気付
TEL: 03-5211-0123 FAX: 03-5211-0124

人事院は労働基本権制約の代償機能を果たせ

大幅賃上げ実現と

あらゆる格差の解消を!

24春闘における賃上げが33年ぶりの高水準と言われていますが、現在の物価高には追いついておらず、実質賃金はマイナスをつづけるなど、国民生活悪化に歯止めがかかっていません。また、公務職場では女性の賃金が男性の6割~7割程度に抑制されている職場が目立っているほか、さまざまな賃金・労働条件格差も存在しており、24人事院勧告でこれら課題の解消が求められています。

24人勧 大幅賃上げ・底上げで国民生活と日本経済の回復を!

公務員賃金は900万人の労働者に影響

準拠区分	人数(万人)	準拠区分	人数(万人)
国家公務員	74.9	私立学校	43.1
常勤(人勧適用)	(28.2)	民間病院等	105.1
検察官	(0.3)	公益法人	29.1
特別職	(29.8)	地方公務員	395.6
行政執行法人職員	(0.7)	一般職	(280.4)
非常勤	(15.9)	地方公営企業	(45.8)
独立行政法人	16.6	臨時・非常勤	(69.4)
国立大学法人	15.2	地方独立行政法人	7.8
駐留軍	2.6	地方公社・第三セクター	21.9
特殊法人	2.4	農協・漁協・森林組合	19.7
認可法人	7.3	社会福祉関係	121.5
郵政グループ	38.9		
合計			901.7

全労連公務部会調べ(2023年)

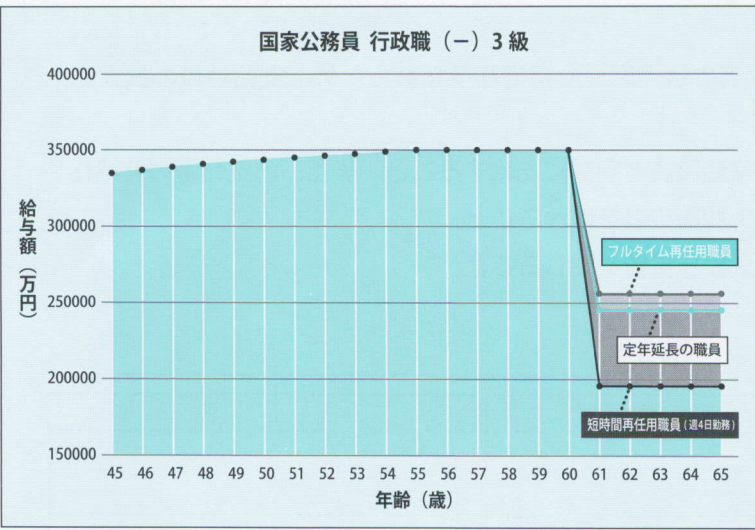
1 賃金の地域間格差の解消を!

地域手当と最低賃金の地域間格差はともに最高20%

地域手当の支給割合とその地域	
20%	東京特別区
16%	横浜市、大阪市 など21市
15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 など24市
12%	神戸市 など18市
10%	水戸市、大津市、京都市、奈良市、広島市、福岡市 など43市
6%	仙台市、宇都宮市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、和歌山市、高松市 など94市町
3%	札幌市、前橋市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、岡山市、徳島市、長崎市 など70市町村
0%	青森市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、鳥取市、松江市、山口市、松山市、高知市、佐賀市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 など1,447市町村

2 年齢差別やめて安心して働ける高齢期雇用を!

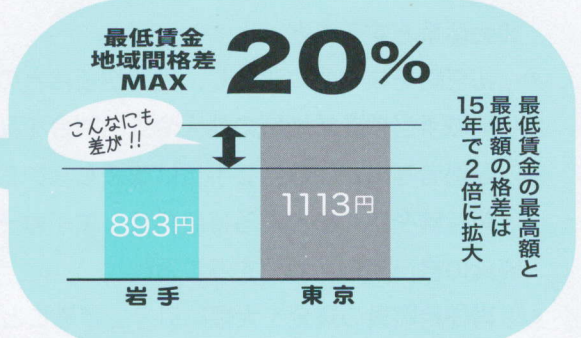
低すぎる給与水準



再任用職員の手当支給状況

支給される諸手当	支給されない諸手当
通勤手当 休日給 地域手当(特例的に支給されるものを除く) 宿日直手当 超過勤務手当 俸給の調整額 夜勤手当 特殊勤務手当 期末・勤勉手当 単身赴任手当 広域異動手当	扶養手当 住居手当 寒冷地手当 初任給調整手当 研究員調整手当 特勤手当 特勤手当に準ずる手当

※期末・勤勉手当は常勤職員の約半分



3 非常勤職員の均等・均衡待遇実現を!

国の非常勤職員の休暇・手当の待遇差

	常勤職員	非常勤職員
採用年度における年次休暇	20日	最大10日
病欠休暇	90日以内(有給)	最大10日(無給)
公務上の負傷・疾病休暇	必要と認められる期間	常勤職員と同様(無給)
住居手当	最高28,000円	不支給(支給の根拠法規なし)
扶養手当	配偶者6,500円 子10,000円等	不支給(支給の根拠法規なし)
寒冷地手当	1級地で最高26,380円	不支給(支給の根拠法規なし)
子の看護、短期介護休暇	1年に5日以内(有給)	常勤職員と同様(無給)
保育時間	1日2回各30分以内(有給)	常勤職員と同様(無給)

※2024年1月1日現在、一定の要件有